

令和6年度 道産建築材活用促進事業「募集概要(第2次)」

■事業の目的・内容

非住宅建築物へ道産木材*の活用を促進することを目的に、全道幅広くPR効果のあるモデル施設を建築(新築・改築)する建築事業者に対して、非住宅建築物の工事費のうち木工事費分を助成する。

また、助成した建築物を活用し、道産木材の非住宅における建築材活用を積極的にPRする。

※北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材(以下「道産木材」という。)

■事業の要件・・・詳しくは「道産建築材活用促進事業取扱要領」参照

以下の要件を全て満たすこと。

ただし、応募内容を審査し、各施設を採点方式により交付を決定するため、応募が多数の場合は、交付を受けられない場合がありますので予めご了承願います。

1. 事業の完了期限等

・原則として、令和7年(2025)1月31日までに木工事が完了し、その後速やかに実績報告すること。

2. 交付の対象とする工事

令和5年(2023年)10月1日以降に着手し、令和7年(2025年)1月31日までに木工事が完成するもので、令和6年度内に木工事が行われているものとする。

なお、「工事に着手」とは、工事請負契約を締結した時点原則とする。

3. 補助対象者(次の要件を全て満たすこと。)

- ・道産木材を利用した建築物を施工する建築事業者
- ・道産木材活用宣言を行った建築事業者
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下でない建築事業者

4. 補助対象となる建築物

- (1)道内に建設された民間建築物(非住宅に限る)であること。(建築主が国・道・市町村に該当しないこと)
- (2)建築物の施工に必要な木材利用量全体の30%以上に道産木材を利用すること。
- (3)道産木材を補助対象とした国費を財源とする補助を受けていないこと。
- (4)宗教的活動又は政治的活動の用に供されない建築物
- (5)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の活動の用に供されない建築物
- (6)風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する業を営まれない建築物
- (7)使用する木材は、合法木材または森林認証材であること。
- (8)主要構造部に用いる木材は、原則、日本農林規格(JAS)の格付けを受けた乾燥材であること。
- (9)施主の同意が得られていること。
- (10)地域のモデルとなりPR効果が得られる建築物であること。

5. 普及啓発等への協力

- (1)道産木材活用宣言書を道のホームページなどで公表すること。
- (2)建築物についての情報及び提出した写真等を道が作成する普及用資料に掲載すること
- (3)「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度を活用し、道産木材を活用した建築物の魅力発信を道が行うこと(建築事業者がHMBに登録した場合)

■事業の優先採択事項・・・詳しくは「道産建築材活用促進事業審査要領」参照

以下の優先採択事項に沿って評価された建築物を優先的に助成の対象とします。

- (1)道産木材の利用量の多い建築物
- (2)道産木材の利用率が高い建築物
- (3)木材加工に関する先進技術を活用した構造部材を使用した建築物
- (4)FSC、SGEC等の森林認証材(道産木材)を使用した建築物
- (5)道産木材のPR効果が高い取組を実施する建築物(見学会の実施等)
- (6)道産木材の波及効果の高い建築物(不特定多数の人の見学等)

- (7)道産木材の展示効果の高い建築物（完成後も木材の利用状況がわかる等）
- (8)「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度の活用

■補助対象経費及び交付金額

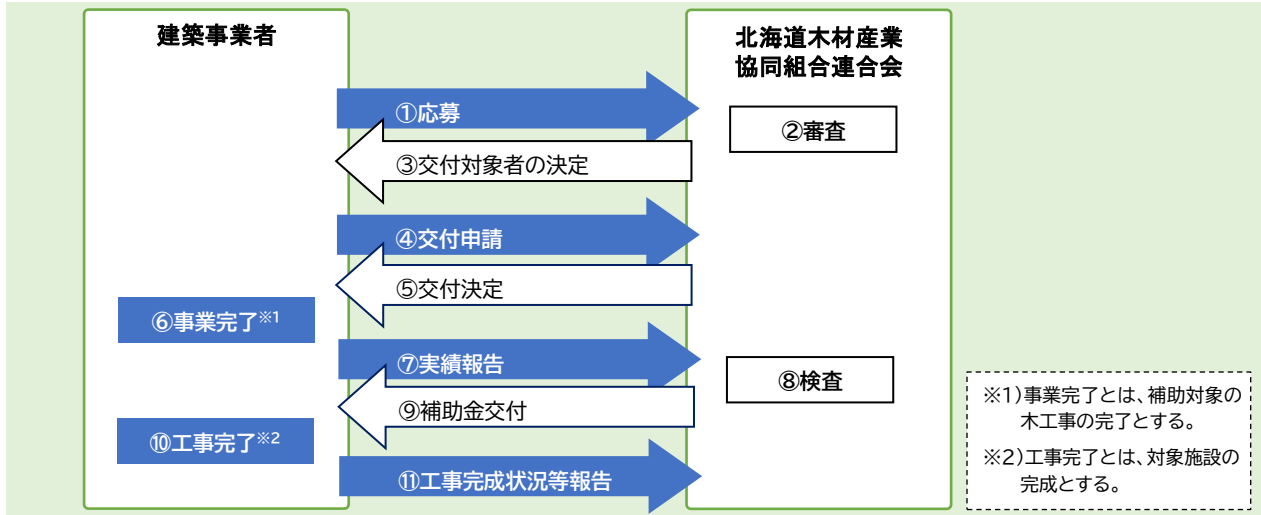
道産木材を利用した建築物の工事費のうち木工事費の2分の1以内。
ただし、一棟につき300万円を上限とする。
(応募者多数の場合は調整率を乗じることがあります)



■予算額

300万円

■手続きの流れ



■必要な書類

(1) 応募 「①応募」に必要な書類

- 補助金交付申込書 [別記第1号様式]
- 道産木材活用宣言書 [別記第2号様式]
- 施主の申込同意書 [別記第3号様式]
- 工事契約書の写し ※契約前の場合は契約後提出
- 設計書・図面、パース図、仕様書など ※道産木材使用箇所やデザインが確認できるもの
- 「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録届関係様式の写し ※登録予定者のみ

(2) 交付申請 「④交付申請」に必要な書類

- 交付申請書 [別記第6号様式]
- 設計書、仕様書、積算書、木拾い表など ※木工事費用明細が確認できるもの

(3) 実績報告 「⑦実績報告」に必要な書類

- 実績報告書 [別記第9号様式]
- 木材に係る納品書、産地証明・合法証明の写し
- JAS 製品の証明の写し ※主要構造部に用いた場合
- 木材の納品、木工事の完成状況(柱、梁、内外装等)が確認できる写真
- 事例資料データ

(4) 工事完了 「⑩工事完成状況報告」に必要な書類

- 工事完成状況報告 [別記第11号様式]
- 道産木材の活用状況の分かる写真
- PR等の実施状況がわかる写真や資料など ※応募時にPRをする計画となっていた場合
- 検査済証の写し
- 「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録届出の写し ※交付申請時に登録制度の活用を計画していた場合
様式は次のアドレスからダウンロードできます。<https://www.woodplaza.or.jp/>

■募集期間

- ・募集期間は令和6年10月1日(火)～10月25日(金)とします。

■選定結果の通知

- ・選定結果については、採択、不採択いずれの場合においても、応募者に通知いたします。
通知の時期については、募集期間の最終日からおおむね2週間後を予定しております。

■応募方法 メール、FAX または郵送でご応募ください

※行き違い等を防ぐため、応募の際は電話でのご連絡もお願いいたします。

▶メール：nouka@woodplaza.or.jp

▶TEL：011-251-0683 / FAX：011-251-0684

▶住所：〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 林業会館3階
北海道木材産業協同組合連合会 担当：苗加(のうか)

